〃	RC−18VX	第BBRP20号
〃	RC−101V	第BBRP21号
〃	RC−181V	第BBRP22号
〃	RC−10VX	第BBRP23号
〃	RC−18VX	第BBRP24号
タイガー魔法瓶株式会社	JKK−A	第EFRP07号
〃	JKK−A	第EFRP08号
〃	JKJ−10E	第EFRP13号
〃	JKJ−18E	第EFRP14号
パナソニック株式会社	SR−HG	第EARP15号
〃	SR−HG	第EARP16号
〃	SR−HS	第EARP17号
〃	SR−HS	第EARP18号
〃	SR−DG	第EARP25号
〃	SR−DG	第EARP26号
〃	SR−HAC	第EARP27号
〃	SR−HAC	第EARP28号
〃	SR−HG10	第EARP29号
〃	SR−HG15	第EARP30号
タイガー魔法瓶株式会社	JKN−A	第EFRP09号
〃	JKN−A	第EFRP10号
〃	JKN−B	第EFRP11号
〃	JKN−B	第EFRP12号
象印マホービン株式会社	NP−SA10	第EGRP17号
〃	NP−VW10B	第EGRP20号
〃	NP−VW18B	第EGRP21号
〃	NP−VK10	第EGRP22号
〃	NP−VK18	第EGRP23号
三洋電機コンシューマエレクトロニクス株式会社	ECJ−XP 1100	第FARP20号
〃	ECJ−XP 200E7	第FARP21号
〃	ECJ−XP 2000	第FARP22号

○財務省告示第十二号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年十二月六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年一月十一日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百五十五回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆四千二百三十九億二千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千五百六十億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　四兆四千二百二十四億千八百二十六万七千二百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千五百五十八億七千九百三十一万六千円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十二年十二月六日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭六厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十六銭六厘一毛

十二　償還期限　平成二十三年三月十四日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十二年十二月六日

○財務省告示第十三号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年十二月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年一月十一日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百五十六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。